

開発事業者、設計者各位

長谷二丁目地区自主まちづくり計画の運用について

令和7年8月

長谷二丁目街づくり協議会

街づくり協議会は長谷二丁目に新たに転居してこられた方たちと積極的にコミュニケーションをはかり、近隣住民どうしが気軽に挨拶や声をかけ合える雰囲気をつくりだすことを目標のひとつとしております。これは近年の東日本大震災、能登半島地震の際には、近隣住民のコミュニティがいかに大切であったか記憶に新しいところです。開発、建築物に対する協議に関しましても上記の関係をづくりだすためのひとつの機会と考えて活動しております。

留意事項

1. 所轄官庁（埋蔵文化財調査も含む）、民間検査機関に申請の前に必ず協議会に連絡の上、開発、建築物の内容を協議会に説明して下さい。
2. 絶対高さ制限 8m 以下、壁面後退 70 cm 以上（土地の大小に係わらず外壁外面より境界まで）を原則に自主まちづくり計画を運用しています。
3. 「努力項目」の数値で設計して下さい。「努力項目」の数値基準は街の有るべき姿を地区内住民 90% を超える合意に基づいて定め、地区内住民がその数値を守ることによって住環境を保全・発展させようという趣旨から決定されたものです。「厳守項目」の数値はこの様な努力を個人が行おうとしたにも係わらず、それが実現できないような、住民大多数が認めるやむを得ない事情があると、協議会世話人会が認定した場合にのみ適応される例外的なものです。やむを得ず厳守項目の数値に緩和される場合には
 - ・個人的にスカイバルコニーを作りたい
 - ・賃貸部分を所有したい
 - ・（遠い）将来の二世帯住宅のために等の事情は該当しないものと協議会では認識しております。
4. 民泊等の営業目的の建物は、自主まちづくり計画では居住用の住宅ではなく、店舗として扱います。これは新築だけでなく、既存の建物の転用においても同様です。